

奈情審第83号  
令和7年2月5日

奈良市教育長様  
(審査庁担当課 教育部文化財課)

奈良市情報公開審査会  
会長 上田 健介

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和4年2月21日付け奈教文第326号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第03-18号】

令和3年10月21日付け奈教職第287号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第81号

諮問：行文第03-18号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

奈良市教育長が行った令和3年10月21日付け奈教職第287号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、履歴書の様式部分(項目名及び原本証明された部分を含む)を開示すべきである。その余は妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年8月26日に、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づいて、奈良市教育長(以下「処分庁」という。)に対して、次の行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

令和2年2月29日時点で教育政策課に在籍の教育職(指導主事、教育管理職を含む。)の令和2年2月29日までの任用(出向、転籍、人事交流、割愛など名称を問わず全てを含む。)及び在籍に至る人事異動に係る文書(起案文書のうち当該職員の頁に係るものに限る。ただし、起案用紙及び同形式で連続する文書については標題があるトップ頁も含む。)

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、別表1の行政文書を対象行政文書(以下「本件対象行政文書」という。)として特定した。

処分庁は、本件対象行政文書のうち、別表2に掲げる部分に応じて別表2の理由により不開示として、部分開示決定(以下「本件処分」という。)し、令和3年10月21日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年1月12日に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書によれば、審査請求の理由は概ね次のとおりである。

(1) 審査請求書

人事異動内申に係る様式に記載の情報は理由提示に不備があり、不開示情報である可能性を否定できない。平成25年3月29日付け奈学学第251号を特定していない。履歴書は部分開示の対象となる。給与格付は不開示情報に該当しない。

(2) 意見書

ア 人事異動内申について

人事異動内申は情報提供を受けた様式の記載例から、①人事異動内申(一次報告)様式、人事異動内申(二次報告)、②人事異動内申について(中間報告)様式、③人事異動内申(確定)様式、人事異動内申(最終報告)の3つに分類できる。

①は、唯一校長の具申欄、本人の希望調書欄があるもの、②は、転出者の氏名、現職名、転出校、転入者の氏名、新職名、現任校のみの記載のもの、③は、校長の具申欄、本人の希望調書欄はなく、年齢や性別、異動について転入、転出者情報が②より詳しい。処分庁は当該不開示部分(年齢及び性別を除く)の不開示理由について、教職員それぞれの異動希望のみならず、各学校管理職の人事異動に対する意見を把握することができるとするが、それは①など教職員の異動希望を記載した文書や各学校管理職が人事異動に対する意見を記載した文書にいえることであって、②や③はそうではない。人事異動内申の様式のうち校長の具申欄や本人の希望調書欄以外の部分は、市教育委員会(以下「市教委」という。)で決定した人事異動案を県教育委員会(以下「県教委」という。)に報告したものである。そうすると、「個人の異動希望が第三者に明らかにされる」わけではないので、処分庁のいうおそれがあるとはいえない。よって、①の校長の具申欄や本人の希望調書欄を除いて、異動が公になっている者は、開示しても人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえない。

イ 平成25年3月29日付け奈学学第251号依頼文書(「平成25年3月31日付け教職第94-1号職員の割愛について」に記載)

「平成25年3月31日付け教職第94-1号職員の割愛について」の記載から、市教委から県教委に平成25年3月29日付け奈学学第251号依頼文書が発出されているがこの文書が特定されていない。よって、文書特定に不足があるか理由提示の不備がある。

ウ 原本証明した履歴書

処分庁の説明によると、不開示とされた履歴書とは、処分庁や県が作成したデータを打ち出したものとのことである。特定した履歴書がデータを

印字し原本証明をした履歴書なら、原本証明部分及び標題は、条例第7条第2号にも第6号にも該当しない。履歴書の項目としては、市販の履歴書の様式にある氏名、生年月日、性別等と入職以降の履歴事項が記載されていると推測できるもので、これらは条例第7条第2号に該当しない。条例第7条第6号の不開示情報に該当するためには、事務事業の遂行に著しい支障を生じる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、そのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であるが、その立証はされていない。少なくとも市販の履歴書と同様の項目は、公正な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第7条第6号に該当しない。標題、原本証明部分、項目はそれだけで有意であり容易に不開示部分と分離できるから、条例第8条の部分開示が認められるべきである。

## エ 給料格付の項の号給

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「**市給与条例**」という。）第39条で、市費支弁の教員の給与については、この条例の規定にかかわらず、奈良県が給与を負担する教員の例による、と定められている。県費負担教員の給与については、奈良県の一般職の職員の給与に関する条例等に、校長、教頭、教諭や指導主事といった職に応じて給料表により規定されている。よって、教職員の級は給料表から公になっていると解される。教育委員会事務局職員（行政職）として任用される者は市給与条例に定める行政職の給料表が適用される。市給与条例第5条から給料表は別表第1のとおりであり、表中の職務の級は市給与条例第6条から別表第2に定めるとおりである。市給与条例別表第2等級別基準職務表では、課長補佐は5級、主務は3級と定められている。処分庁職員に職位で級は決まるのではないかと訊ねたところ、処分庁職員は肯定し、県教職員課からも同様の回答があった。以上から、職が公になっている者の給料格付の級は公にされているから開示情報と解される。級と号は容易に分離でき級だけで有意の情報であるので、条例第8条の部分開示の規定が適用される。

## オ 弁明書について

### （ア）人事異動内申に係る様式に記載の情報

本件の審査請求書は別記様式2号という様式に記載した文書である。

同様に、人事異動内申に係る様式に記載の情報とは、審査請求書の審査請求の理由欄に収まるように、開示文書のうち、「人事異動内申について」、「人事異動内申（二次報告）」、「人事異動内申（確定）」等の各様式の文書をまとめて、簡略化して人事異動内申に係る様式と記載したもので、その様式に記載の情報の不開示部分が審査請求の対象という意味である。審査請求書において、令和3年10月21日付け奈教職第287号で通知があった処分についてと記載していることから、開示文書が審査請求の対象であるのは明らかである。処分庁職員との開示請求前の事前の打

合せで、各様式に記載の情報はほとんど黒塗りになると教示があったので、どのような記載がされるのか、不開示が妥当かを判断するために記載前の様式の情報提供を依頼したもので、情報提供された記載例は不開示部分がないから、情報提供の文書(記載例)と開示文書(不開示部分を含む)を混同したわけではない。「不開示情報である可能性を否定できない」との記載は、審査請求人の解釈が正しいとは断定できないことを謙虚に表示したに過ぎず、開示文書の人事異動内申に係る各様式に記載された情報が不開示部分の可能性があると判断した場合に、「不開示情報である可能性を否定できない」と記載したことと矛盾しない。

(イ) 平成25年3月29日付け奈学学第251号

文書件名目録として一つひとつの文書名と内容がすべて公になっているわけではないので、開示請求者が個々の行政文書の具体的件名を記載するのは困難な場合が多くあり、開示請求する場合に「任用及び在籍に至る人事異動に係る文書」と包括的な内容になるのはやむを得ない。開示された文書である平成25年3月31日付け教職第94-1号「職員の割愛について」に対応する平成25年3月29日付け奈学学第251号が特定されていない。文書特定は請求対象文書はすべて特定しなければならず、仮に不存在であれば特定した上で不開示理由を提示しなければ、請求対象文書のうち何が特定不足で何の理由で開示されないので確定することができないので不服申立てに支障が生じる。

(ウ) 履歴書

不開示の履歴書とは、県教委から市教委に送付された原本証明された履歴書である。審査請求人は県教委へ開示請求し、当該履歴書及び履歴書の様式を入手した。これらの履歴書の標題、原本証明部分、項目などは条例第7条第2号に該当しない。処分庁は、「(履歴書は)どのような情報を記録しているのか明らかにすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、全部不開示とした」と弁明するが、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるのは、職員ごとに異なる履歴事項等の記述部分であって、履歴書のうち県で開示されている項目等については、同様に市で開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認められない。履歴書のうち、個々の職員に応じて記述した部分を除き、不開示情報に該当せず、それだけで有意な情報であるから条例第8条の部分開示をしなければならない。

(エ) 給料格付

収入状況は個人の私事に関する情報であるが、職に対応して級は決まるので、職が公になっている者は級も公になっていると解され、そのことにより一定の推定が働くとしても公になっている事実に基づくから、個人の権利利益を侵害する情報とはいえない。よって、級号のうち級に

については、それだけで有意な情報であり、条例第8条の部分開示をしなければならない。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が審査請求の理由として示したもののうち、「人事異動内申に係る様式」は、当該部分開示決定により開示した文書ではなく、開示の際の参考資料として別途情報提供した資料を指すと推測される。なぜならば、開示した文書については、ほぼ全ての項目が不開示情報となっており、他の項目に不開示情報になりうる要素がないため、「不開示情報である可能性を否定できない」との指摘と矛盾する。一方で、情報提供した資料は記入例として架空の人名等が記されており、審査請求人はこれらを実在の人名等と誤認した可能性がある。なお、情報提供した資料については、本件処分の対象文書ではないため、審査請求の対象にはならない。
- 2 「平成25年3月29日付奈学学第251号」については、開示した行政文書のうち、「職員の割愛について(平成25年3月31日付)」の本文中に現れる文書名であり、文書番号から、平成25年3月29日付けで奈良市教育委員会事務局学校教育部学務課(当時)から発出された文書であると推測される。審査請求人が行政文書開示請求書の「請求に係る行政文書の件名又は内容」の項目で示したのは、個々の行政文書の具体的な件名ではなく、「任用及び在籍に至る人事異動に係る文書」という包括的な内容であった。この請求に対して、処分庁担当課は現存する文書からこの内容に該当すると考えられるものを可能な限り探し出し開示したのだが、「平成25年3月29日付奈学学第251号」及びこれを発出する際の起案(件名は不明)は現存していなかったことから、本件処分通知書の「行政文書の件名」の項目には記載しなかったものである。仮に、行政文書開示請求書において「平成25年3月29日付奈学学第251号」が具体的な件名として示されていたのであれば、現存していない場合に不存在であることを記載する必要があったと考えるが、個々の行政文書の具体的な件名が示されていなかったことに加えて、「任用及び在籍に至る人事異動に係る文書」全体が不存在というわけではなかったことから、当該文書名を記載していないことは妥当と考える。
- 3 全部不開示とした「履歴書」については、採用試験応募時等に本人が提出する一般的な履歴書とは異なり、市または県の人事履歴の記録を「履歴書」と呼んでいるものである。一般に市販されている履歴書や、市独自様式であっても応募様式として市ホームページ等で公開されている履歴書であれば、項目名は公開情報と考えられるため部分開示が可能だが、ここで言う「履歴書」は性質が異なり、職員の個人情報だけでなく、本市が人事管理に係る事務のために掌

握している履歴事項が記載されており、どのような情報を記録しているのかを明らかにすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、全部不開示とした。

- 4 審査請求人が指摘する「給与格付」が不開示とした号給を指しているのか、号給のうち級の部分のみを指すのかは不明であるが、前者であれば当該職員個人の給料額といった収入状況が明らかとなる情報であり、当該個人の私事に関する情報であるため不開示にしたものである。また、後者であったとしても、職位に対応する級は必ずしも一つではなく、これを公にすることで当該職員個人の給料月額の範囲が概ね特定されることから、収入状況が明らかとなる情報であり、当該個人の私事に関する情報であるため不開示が妥当と考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定日に特定部署に所属する特定職員（教育職）の任用から特定部署に所属するまでの人事異動に関する行政文書を請求している。

本件対象行政文書について、処分庁が不開示とした部分のうち、審査請求人は、人事異動内申に記載された教職員の情報、全部不開示とされた履歴書及び職員給料の級の開示を求めており、また、特定すべき行政文書が特定されていない旨も主張している。これに対して処分庁は本件処分が妥当であるとしていることから、審査請求人が開示を求める部分及び文書の特定の妥当性について、以下検討する。

### 2 条例の規定について

#### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号本文に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とする趣旨である。このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である

と認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

## (2) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、市の機関又は国等の機関（以下「**市の機関等**」という。）が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解され、市の機関等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが掲げられている。

また、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であるとともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にすることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えることが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

## 3 不開示情報該当性について

### (1) 人事異動内申

ア 県費負担教職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「**地教行法**」という。）によると、県費負担教職員の市町村立学校の教職員の任免その他の進退（以下「**任免等**」という。）は、都道府県教育委員会（以下「**都道府県教委**」という。）は市町村教育委員会（以下「**市町村教委**」という。）の内申をまって県費負担教職員の任免等を行うものとされている（地教行法第38条第1項）。また、内申が県費負担教職員の転任に係るものであれば、当該内申に基づいて転任を行うとされているが、都道府県内の教職員の適正配置の観点等から必要な場合ややむを得ない事情がある場合は、必ずしも内申どおりの転任にならない場合もある（地教行法第38条第2項）。学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免等に関する意見を市町村教委に申し出ることができ（地教行法第39条）、市町村教委は、校長の意見の申出があった県費負担教職員について内申を行うときは、当該内申に当該校長の意見を付する

ものとされている（地教行法第38条第3項）。

これらの規定は、都道府県教委が県費負担教職員の任免権を行使するに際して、市町村教委や校長の意見を反映させて、教職員の適正配置や教育水準の維持を図りながら、人事に関する事務の円滑な遂行を期すためのもと解される。もっとも、都道府県教委は市町村教委の内申を尊重する必要はあっても、これに拘束されるものではなく、市町村教委の内申も校長の意見に拘束されるものでもない。

イ 本件対象行政文書のうち、市教委から県教委に県費負担教職員の人事異動の内申を報告した文書（以下「**本件内申**」という。）には、市教委が異動について内申しようとする教職員の氏名、職及び所属などといった情報が記載されている。本件内申は中間的な報告や最終確定の報告といった種別のものがあり、異動に関する校長の意見や本人の希望が付されたものもある。本件内申のうち、本件処分で不開示とされた部分は、異動をさせようとする教職員が明らかとなる情報（以下「**本件不開示部分1**」という。）及び内申に関する校長の意見や本人の希望が明らかとなる部分である。このうち審査請求人は、本件不開示部分1は単に市教委で決定した人事異動案を県教委に報告したもので、開示しても人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないとしている。

ウ 処分庁の説明によると、県費負担教職員の人事異動は市教委の内申どおりに県教委が異動を行うとは限らず、市教委の内申も校長の意見や本人の希望通りのものとは限らない。また、当初の内申と最終の内申で異なる場合もあるため、内申により異動させようとする教職員が明らかとなると、仮に内申に変更があった場合、誰のどの意見が反映されたのかが推知することができ、人事異動に関する率直な意見が差し控えられ、適正な人事に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしており、この説明は否定し難い。したがって、本件不開示部分1は条例第7条第6号に該当すると認められる。

## （2）原本証明した履歴書

ア 本件対象行政文書を見分すると、県教委と市教委間での移籍を承諾した教職員に関して、職員番号、氏名、生年月日、性別等の当該教職員の属性に加えて、教職員として採用された以降の人事履歴が記載された履歴書（以下「**本件履歴書**」という。）が添付されている。これは、各教委が保有していた当該教職員の人事履歴を履歴書として各教委が原本である証明を行い、移籍先の教委に交付したものと認められる。処分庁は、この履歴書の情報は当該教職員個人の人事に関する記録であって、当該教職員個人を識別し得る情報として条例第7条第2号に該当し、また、本件履歴書の項目名は、各教委が教職員の人事情報としてどのような情報を記録しているかが明らかとなることにより、各教委の行う人事管理に関する事務の円滑な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるとして、様式も含めて本件履歴書全部を不開示としている。

イ これについて、本件履歴書に記載されている情報は教職員個人の経歴を記録したものであって、本件履歴書の項目ごとに記載された情報は氏名も含めて全て教職員個人を識別できる情報と認められるもので、公務遂行上の情報にも該当せず、不開示とすべきである。

ウ 次に本件履歴書の項目について、本件履歴書には、氏名、性別、生年月日、異動履歴、変更日及び発令庁等に関する事項が記録されている。本件履歴書は県教委と市教委との間での教職員の移籍に当たって必要となる情報を移籍先に通知するためのものと認められ、本件履歴書の情報は移籍に際して一般的に必要とされる情報と言えるものである。このことを踏まえると、本件履歴書の項目は、通常想定し得るものであって、これらを開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれは認められない。なお、本件履歴書の項目部分は有意な情報と認められるので、各項目の具体的な内容を除き部分開示すべきである。

### (3) 職員給料の級・号給

ア 一般職に属する職員の給料は、市給与条例第5条に規定する給料表に定められている。給料表には1級から10級までの級が定められており、市給与条例第6条の規定する等級別基準職務表に定められた職員の職務とその複雑、困難及び責任の度合いに応じた級が適用される。職員の職務は概ね役職により分類され、級には号給が定められており、その号給ごとに給料月額が定められている。市費支弁の教員の給料に関しては、県が給与を負担する教員の給与の例によるとされ、職員の給与を定めた県の条例に基づくものとされる。県の条例においても、市給与条例同様、給料表に級・号給が定められ、職員の職務に応じた級が適用される。

イ 上記アのような規定から、本件処分で不開示とされた職員給料の級・号給は、開示することにより公にされている条例の規定と照らし合わせると、職員の収入額の一部が明らかになる職員個人の私的な情報であり、当該職員個人を識別することのできる情報というべきである。なお、審査請求人は、職員の職は開示文書で開示されており、職員の職と条例の規定を照らし合わせれば職員がいずれの級であるかが分かるため、職員給料の級は開示すべきとするが、市給与条例別表第2等級別基準職務表によると、課長などの職では級が異なる場合があり、この主張は採用できない。上記のとおり職員給料の級は職員個人を識別することのできる情報であり、級のみであっても職員個人の収入額の範囲が明らかとなる私的な情報で公務遂行に関する情報ではない。また、職員個人の級・号給や給料月額は、公にされるような法令の規定ではなく、慣行として公にされていることを窺わせる特段の事情は見られないし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護

するため、職員給料の級を公にすることが必要とされる特段の事情も見られない。したがって、職員給料の級・号給は、条例第7条第2号アからウまでに該当せず、同条第2号本文に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 文書の特定について

ア 審査請求人は開示された文書に処分庁が発出した依頼文書に関する記述があり、具体的な文書番号及び日付けが記載されていることから、開示文書が作成された当時、処分庁において関連する文書として当該依頼文書が作成されていたものとしている。そして、本件処分で当該依頼文書が開示されておらず、保有していない理由も付されていないことから、本件処分は、当該依頼文書が特定から漏れており、妥当でない旨主張している。処分庁は本件処分に当たって当該依頼文書を探したが、すでに現存しておらず、また、本件開示請求が包括的な内容であったため、なかったものまで決定通知書に記載しなかったと説明している。

イ これについて、開示請求制度の趣旨は、行政がその保有する行政文書を閲覧に供することにより説明責任を果たすことにあるから、まずは保有する行政文書の中から、開示請求の内容に該当し得る行政文書を特定し、閲覧に供することが責務と解され、開示請求が特定の行政文書名を名指ししている場合は格別、本件開示請求が抽象的かつ包括的な内容により請求されていることからすれば、処分庁が保有する行政文書の中から、請求内容に該当し得る文書を特定することは不合理とは言えない。処分庁は当該依頼文書を保有していないことについて、本件処分に際して当該依頼文書を探したものなかつたと説明しているが、単に依頼事項を伝えるという性格の文書で、その作成年度からするとすでに保存期間が経過し廃棄されたものとみるのが妥当であり、この説明に不自然な点は見当たらない。これらのこと踏まえれば、本件処分において当該依頼文書を保有していない理由を付すべきであったとまでは言えない。

#### 5 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 2月 21日	審査庁から諮詢を受けた。
令和6年 8月 8日	令和6年度第5回審査会

	1 事務局から概要説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和6年 9月 5日	令和6年度第6回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和6年10月18日	令和6年度第7回審査会 事案の審議を行った。
令和6年11月26日	令和6年度第8回審査会 事案の審議を行った。
令和6年12月17日	令和6年度第9回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和7年 2月 5日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
上田 健介	上智大学法学部教授	会長
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
高谷 政史	弁護士	
中谷 祥子	弁護士	会長職務代理者
矢倉 良浩	弁護士	

別表1

	項目番号	行政文書の件名
職員A	1	人事異動内申について(平成25年3月21日付け)
	2	職員の割愛について(平成25年3月31日付け)
	3	平成25年度奈良市立高等学校教員の採用及び給料の決定について (平成25年3月29日決裁)
	4	平成27年度人事異動内申について(教育委員会教育職)(平成27年3月19日決裁)
	5	平成28年9月30日臨時教育委員会案件:議案(人事について)(平成28年9月28日決裁)
	6	平成28年10月県費負担教職員の人事異動について(平成28年9月30日決裁)
	7	平成28年10月人事異動について(教育委員会事務局教育職)(平成28年9月30日決裁)
	8	平成28年10月人事異動について(教育委員会事務局教育職)(平成28年10月6日決裁)
	9	平成28年度人事異動に伴う指導主事の退職願等の提出について(平成28年10月6日決裁)
	10	平成28年10月人事異動に伴う退職発令及び指導主事解任・退職発令について(平成28年10月6日決裁)
	11	職員の割愛について(平成28年10月6日決裁)
	12	人事異動通知書(平成28年10月7日付け)
	13	人事異動内申について(二次報告)(平成31年3月1日決裁)
	14	平成31年4月1日付け県費負担教職員の人事異動について(平成31年3月13日決裁)
	15	事務局内の教育職及び指導主事人事について(議案)(平成31年3月24日決裁)
	16	職員の割愛について(平成31年3月19日決裁)
	17	平成30年度末人事異動で指導主事になる教諭の退職願等の提出について(平成31年3月25日決裁)
	18	職員の割愛について(令和元年6月21日決裁)
	19	人事異動通知書(平成31年3月31日付け)
	20	平成31年4月人事異動について(教育委員会事務局教育職及び指導主事)(3月25日内申)(平成31年3月22日決裁)
	21	教育身分の管理職等を行政職として採用することについて(平成31年3月26日決裁)

	22	平成31年4月1日付け県費負担教職員の人事異動について(確定内申)(平成31年3月29日決裁)
職員B	23	人事異動内申について(中間報告)(平成28年3月1日付け)
	24	平成28年4月1日付け県費負担教職員の人事異動について(平成28年3月17日決裁)
	25	職員の割愛について(平成28年3月18日決裁)
	26	平成28年4月教育委員会事務局の指導主事等の人事について(平成28年3月21日決裁)
	27	平成27年度末人事異動で指導主事になる教諭の退職願等の提出について(平成28年3月28日決裁)
	28	職員の割愛について(平成28年3月31日付け)
	29	人事異動通知書(平成28年3月31日付け)
	30	平成28年4月人事異動について(教育委員会教育職3月28日内示分)(平成28年3月27日決裁)
	31	平成28年度奈良市立高等学校教員の採用及び給料の決定について(平成28年3月31日決裁)
	32	事務局内の教育職及び指導主事人事について(議案)(平成30年3月28日決裁)
	33	平成30年4月人事異動について(教育委員会事務局教育職及び指導主事)(3月29日内示)(平成30年3月28日決裁)
	34	事務局内の教育職及び指導主事人事について(議案)(平成31年3月24日決裁)
	35	平成31年4月人事異動について(教育委員会教育職)(3月15日内示)(平成31年3月13日決裁)
	36	平成31年4月人事異動について(教育委員会事務局教育職及び指導主事)(3月25日内示)(平成31年3月22日決裁)
	37	平成30年度末人事異動に伴う退職発令及び指導主事解任・退職発令について(平成31年3月22日決裁)
	38	教育身分の管理職等を行政職として採用することについて(平成31年3月26日決裁)
職員C	39	平成22年度奈良市立高等学校教員の採用及び給料の決定について(平成22年3月31日決裁)
	40	事務局内の教育職及び指導主事人事について(議案)(平成30年3月28日決裁)
	41	平成30年4月人事異動について(教育委員会事務局教育職及び指導主事)(3月29日内示)(平成30年3月28日決裁)
	42	平成30年度奈良市立高等学校教員の採用及び給料の決定について

	(平成30年3月29日決裁)
43	事務局内の教育職及び指導主事人事について(議案)(平成31年3月24日決裁)
44	平成31年4月人事異動について(教育委員会事務局教育職及び指導主事)(3月25日内示)(平成31年3月22日決裁)

別表2

行政文書の件名 (番号は別表1 の項番を指す。)	不開示とした 部分	適用条 項	不開示理由
1 の人事異動内 申について 5 の人事異動内 申について 6 の人事異動内 申について 23 の人事異動 内申について(中 間報告) 24 の人事異動 内申について(最 終報告)	「転出」の部の 「転出校」、「現 職名」「氏名」の 欄  「転入」の部の 「氏名」、「新職 名」、「現任校」 の欄	条例 第 7 条 第 6 号	学校長が教職員の異動希望をそれ ぞれ確認し、学校長の人事構想を 踏まえた意見を市教委が聴き取 り、その最終的な内容を県教委へ 申請する資料であり、内容から教 職員のそれぞれの異動希望のみな らず、学校管理職の人事異動に対 する意見を把握することができる ものである。教職員の異動希望が 公にされると、学校内の教職員の 人間関係に不和を生じさせるだけ でなく、人事異動に関する率直な 意見を教職員本人及び管理職が述 べることが差し控えられ、人事に 関する事務の適正かつ円滑な執行 に混乱が生じるおそれがある。
13 の人事異動 内申(二次報告)	「市町村教育 委員会の内申」 の部の「職」、 「氏名」、「中学 教科」、「本校年 数」、「退職(定 年／勧奨／普 通／任期満了)」、「市町村 内配置転換(校 名／未定)、「市	条例 第 7 条 第 6 号	学校長が教職員の異動希望をそれ ぞれ確認し、学校長の人事構想を 踏まえた意見を市教委が聴き取 り、その最終的な内容を県教委へ 申請する資料であり、内容から教 職員のそれぞれの異動希望のみな らず、学校管理職の人事異動に対 する意見を把握することができる ものである。教職員の異動希望が 公にされると、学校内の教職員の 人間関係に不和を生じせるだけ

	<p>「町村外転出」の欄          「校長の具申」の部の「一任、留任、転勤、退職、任期満了」の欄          「本人の希望調書（正式採用者のみ）」の部の「一任、留任、転勤、退職」、「転勤となる場合に希望する郡市」の欄（記載のある部分に限る）</p>		でなく、人事異動に関する率直な意見を教職員本人及び管理職が述べすることが差し控えられ、人事に関する事務の適正かつ円滑な執行に混乱が生じるおそれがある。
14の人事異動内申（最終報告） 22の人事異動内申（確定）	<p>「配置転換又は転出する者（初回の異動者も含む）及び退職者」の部の「職」、「氏名」、「中学教科」、「退職（定年／勧奨／普通／任期満了）」、「市町村内配置転換（校名／未定）」、「市町村外転出／初回」の欄          「転入者」の部の「現所属名」、「現職名」、「氏名」、「中学教科」、「新職名等」の欄（記載</p>	条例第7条第6号	学校長が教職員の異動希望をそれぞれ確認し、学校長の人事構想を踏まえた意見を市教委が聴き取り、その最終的な内容を県教委へ申請する資料であり、内容から教職員のそれぞれの異動希望のみならず、学校管理職の人事異動に対する意見を把握することができるものである。教職員の異動希望が公にされると、学校内の教職員の人間関係に不和を生じさせるだけでなく、人事異動に関する率直な意見を教職員本人及び管理職が述べることが差し控えられ、人事に関する事務の適正かつ円滑な執行に混乱が生じるおそれがある。

	(ある部分に 限る)		
3の辞令 12の人事異動通知書 19の人事異動通知書 29の人事異動通知書 39の一覧及び 辞令	職員番号の項	条例 第 7条 第 2号	個人に関する情報であって、人事管理等の必要性から、職員個人に付与された固有の番号であり、単なる電子計算システム上の番号ではなく、個人の私事に関する情報と密接に関連している職員個人の私的な情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる。
2の履歴書 11の履歴書 18の履歴書 28の履歴書	履歴書の全て	条例 第 7条 第 2号 及 び第6 号	職員個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、特定の個人を識別できる部分を取り除いたとしても、当該職員個人の権利利益を害するおそれがある。また、履歴書は適正な人事管理のために保有しており、当該人事管理事務のために掌握している履歴事項を公にすると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
5の奈良市立小学校管理職異動(案) 13の人事異動内申(二次報告) 14の人事異動内申(最終報告) 22の人事異動内申(確定)	年齢、性別	条例 第 7条 第 2号	個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる。
3の一覧及び辞令 12の人事異動通知書 21の辞令	給料格付の項 の号給	条例 第 7条 第 2号	職員個人の給料月額といった収入状況が明らかとなる情報で、職員個人の私事に関する情報である。

3 1 の一覧及び 辞令			
3 8 の辞令			
3 9 の一覧及び 辞令			
4 2 の一覧			